

53 支那事变に關し滿支両国入学生生徒の取扱方に付各大学等へ通牒  
〔昭和十二年十月〕

〔注記1〕  
發專九八号  
裁決定 10月10日 文書課長  
〔有原〕發  
送 10月13日 起案者  
〔春山〕

昭和十二年十月八日起案

事務官 後伺  
學務課長 〔有原〕  
〔美作〕  
〔伊藤〕

専門學務局長 後伺〔山川〕

次官〔伊東〕

普通學務局長 〔藤野〕

實業學務局長 〔小笠原〕

滿支両国入学生々徒ノ取扱ニ關スル件

案ノ一

年月日

〔加筆〕  
〔大學専門學校長宛〕宛先〔別紙ノ通〕

滿支両国入学生々徒ノ取扱ニ關スル件

〔注記4〕  
標記ノ件ニ關シテハ去ル八月三日附發專九八号ヲ以テ通牒ノ次第モ有之十分御配慮ノコト、存ズルモ是等学生々徒ニシテ事變勃發次第帰国ノ俣歸校不可能トナリタル者ニ對シテハ便宜休學等ノ取扱ヲナシ授業料未納ノ場合ニ於テモ当分學籍ヲ留保シ置

ク様致度此段〔抹消〕〔依命〕及通牒

〔下 札〕

案ノ二

年月日

北海道長官  
各府県知事  
警視總監  
宛

文部次官

滿支両国入学生々徒ノ取扱ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ大學、高等学校、専門學校、高等師範學校長宛別紙写ノ通牒相成タルニ付テハ委細右ニテ御了知ノ上可然御取計相成様致度

備考 案ノ一写添發送ノコト

案ノ三

年月日

文部次官

外務次官宛

滿支両国入学生々徒ノ取扱ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ大學、高等学校、専門學校、高等師範學校長宛別紙写ノ通牒相成タルニ付此段及御通知

〔加筆〕  
〔案ノ二〕宛先左ノ通〔百十二校〕

- |        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 東京帝国大学 | 京都帝国大学  | 東北帝国大学 |
| 九州帝国大学 | 北海道帝国大学 | 大阪帝国大学 |
| 東京商大   | 神戸商大    | 千葉医大   |
| 長崎医大   | 新潟医大    | 名古屋医大  |
| 岡山医大   | 東京工大    | 東京文理大  |
| 広島文理大  | 大阪商大    | 慶応義塾   |
| 早稲田    | 明治      | 法政     |

中央	日本	大谷
東京慈恵会医大	立命館	専修
立教	東京農大	大正
拓〔植〕〔殖〕 <small>(抹消) (加筆)</small>	駒沢	関西学院
東洋	関西	上智
一高	三高	東京高校
武蔵高校	成城高校	岐阜薬専
東京高齒	東京外語	東京美術
東京音楽	東京高師	広島高師
東京女高師	奈良女高師	名古屋高工
仙台高工	明治専門	東京高等工芸
京都高等工芸	神戸高工	横浜高工
相生高工	秋田鉾山	上田蚕糸
東京高蚕〔京都高蚕〕 <small>(加筆)</small>	三重高農	盛岡高農
東京高農	宮崎高農	函館水産
長崎高商	山口高商	福島高商
東京高等商船	市立横浜商専	日本女子高等商業
善隣協会専門	麻布獣医専	東京高等獣医
東京医専	昭和医専	九州医専
東京歯科医専	大阪歯科医専〔注記5〕	日本歯科医専 <small>(注記6)</small>
明治薬専	京都薬専	天理外語 <small>(注記7)</small>
武蔵野音楽	東京物理	岩手医専
日本女子大	〔東京女子大〕 <small>(加筆)</small>	〔帝国〕〔帝国〕女子専門 <small>(抹消) (加筆)</small>
同志社女子専門		

(注記8)

東京女子医専	大阪女子高等医専	東京薬専女子部
女子経済専門	女子美術専門	日本女子体育専門
東京家政専門	日本女子歯科〔医〕 <small>(抹消)</small>	神戸女学院
東洋女子歯科 <small>(加筆)</small>	帝国女子医薬専	東京女子薬専
同〔志〕社専門	大阪高等医専	明〔活〕〔治〕学院 <small>(抹消) (加筆)</small>
日大専門学校	共立女子専門	関東学院〔実践女子専〕 <small>(加筆)</small>
昭和女子薬専	(以上総長〔学長〕)	又ハ学校長宛

東外教第七一号

昭和十二年九月二十九日

東京外国語学校長 戸澤正保 印

文部省専門学務局長殿

今回中華民国駐日留学生監督ヨリ本学在学(八名内一名ハ出席)中ノ同国留学生ニシテ支那事変以降帰国ノ俾婦校不可能トナレル者ニ対シ半途廃学ヲ免<sub>(マ)</sub>ンシメラレ度ク從テ本校規定ノ授業料未納ノ俾暫ク在学生ノ学籍保留方照会アリタルニツキ右ハ先方申出ノ如ク当分特別ノ取扱ヲ以テ所置相成差支無之哉及伺候也

(注記1)

「完結」

(注記2)

「例規登載済」

(注記3)

「記録掛 15・10・10 受領」

(注記 4)

「七」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「△2」

(注記 6)

「2 11 20」

(注記 7)

「11」

(注記 8)

「文部省 東語専 7号 昭和12・9・30」

(下札)

〔中山〕

種別 よ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 北海道等へ通牒 支

那事変ニ関シ滿支両国人学生生徒ノ取扱方 例規類纂材料ノ番号

發專九八ノ結了年月日 昭一二一〇一三ノ保存年限 ムキノ枚

数 5

〔自昭十一年至昭十五年 学生生徒総規〕

〔第五冊〕 文部省⑨ 3A.32—6.2154